

福県医発第 3407 号（地）  
令和 4 年 3 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
（公 印 省 略）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則  
の一部を改正する省令の公布等について

今般、標記について、厚生労働省より各都道府県知事等宛てに通知が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて、別紙のとおり連絡がありました。

予防接種法施行令については、新型コロナウイルスの接種を受ける努力義務について、妊娠中の者は対象とし、12歳未満の者は対象としないこととされております。

また、予防接種実施規則については、コミナティ筋注5～11歳用の初回接種（1・2回目接種）の実施方法として、「生理食塩液1.3mLで希釈し、18日以上の間隔をおいて、0.2mLを2回筋肉内に注射する方法」が追加されております。

なお、接種間隔については、同実施規則においては、許容されうる最短間隔として18日が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）令和4年3月1日付福県医発第3336号（地）においては、原則20日の間隔をおいて2回接種することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、関連通知「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」も併せてご連絡いたします。